

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の記入手引き

（１）報告者（報告書提出対象者）

- ・産業廃棄物を生ずる事業場^(注)が奈良県内（奈良市を除く）にあり、マニフェストを交付した事業者には報告書の作成及び提出の義務があるため、奈良県知事あてに報告してください。産業廃棄物を生ずる事業場が奈良市内の場合、奈良市長（奈良市廃棄物対策課）あてに報告してください。

（注）産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

- ・報告内容は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況です。
- ・当該期間中にマニフェストを交付していない場合は、報告不要です。
- ・電子マニフェスト利用分は、報告不要です。

（２）事業場の名称

- ・支社、支店、営業所等、排出事業所単位での名称を記入してください。
- ・建設工事及び解体工事については、現場を管轄する支社、支店、営業所等の単位でまとめてください。

（３）業種 ※別紙1参照

- ・日本標準産業大・中分類一覧より選択してください。
- ・複数の業種を営む場合は、主要業種で報告してください。（業種ごとに分けても可）
- ・漢字記入欄は、日本標準産業分類の中分類を記入してください。

（４）事業場の所在地

- ・産業廃棄物を生ずる事業場が奈良市内の場合は、奈良市廃棄物対策課へ報告書を提出することとなりますので、御注意ください。

（５）産業廃棄物の種類 ※別紙2参照

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に規定する産業廃棄物の種類を記入してください。
- ・同種類の産業廃棄物で収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、別行に分けて記入してください。
- ・同施行令第2条の4に規定された特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し、通常の産業廃棄物と分けて、別行で記入してください。
- ・石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじんの場合は、その旨を記入し、産業廃棄物の種類ごとに別行に分けて記入してください。

(6) 排出量 (単位: t) **※別紙3参照**

- ・排出する際に体積表示としていた場合、別添の換算表を参考に重量表示に換算してください。

(7) 管理票の交付枚数

- ・産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付枚数を記載してください。

(8) 運搬受託者の許可番号/運搬受託者の氏名又は名称

- ・許可番号は、奈良県の許可番号又は固有番号下6桁を記入してください。
- ・産業廃棄物の排出事業者 (報告者) が直接処理契約を締結した収集運搬業者名を記入してください (産業廃棄物処理委託契約書に記載の収集運搬業者名)。

(9) 運搬先の住所

- ・運搬先の住所は、委託契約書に記載された処分場所を記入してください。
- ・運搬について、区間委任した場合は処理ルートごとに別行に分けて記入してください。

(積替え保管場所と処分場は別行に記載)

(10) 処分受託者の許可番号/処分受託者の氏名又は名称

- ・許可番号は、基本的に奈良県の許可番号を記入してください。
(固有番号下6桁の記入のみでも可)
- ・産業廃棄物の排出事業者 (報告者) が直接処理契約を締結した処分業者名を記入してください (産業廃棄物処理委託契約書に記載の処分業者名)。

(11) 処分場所の住所

- ・産業廃棄物の排出事業者 (報告者) から排出された産業廃棄物が最初に処分された場所を記入してください。

(例) 中間処理を経て最終処分した場合は、中間処理場の住所を記入。

最終処分場へ直送し埋立処分した場合は、最終処分場の住所を記入。

- ・運搬先の住所と処分場所の住所が同一の場合、省略可。

(12) 排出者 (報告者) が自身で運搬した場合の記入方法

- ・産業廃棄物の排出事業者 (報告者) が自ら運搬し、処分のみを処分業者に委託した場合は、運搬受託者氏名欄に自己運搬と記入し、運搬先の住所欄に処分場の住所を記入してください。